

## ドイツに学ぶ

### —物価高騰への対応の日独比較—

布川日佐史（法政大学）

## I ドイツの給付額決定

### 1 統計方式

- (1) 5年に一度の「所得消費抽出調査」をもとに、低所得世帯の最低生活に必要な消費支出額を参照して算出する。
- (2) 毎年の年次改定は、過去12か月間の、
  - ①「物価指数」（実質購買力維持）と
  - ②「実質賃金指数」（国民の生活水準上昇）を組み合わせた混合指数で改定する。
- (3) 算出手法を法律に明記している。指数の算出は専門機関である統計局が行う。

## 2 問題点と改善点

- (1) 5年ごとの算出は、参照世帯に「漏給世帯」を含んでいる。  
低所得世帯を参照しては、社会参加を保障できない。  
→ 一般世帯の消費に合わせるよう、見直しが模索されてきたが、断念。
- (2) 毎年の改定は、ウクライナ侵攻後の食料品等の物価急騰に対応できない。  
→ 2023年から、実質購買力維持のため、  
③「直近3か月の物価上昇率」を、上乗せして改定することとした。
- (3) 算出された改定率がマイナスになっても、引き下げないことも法律に明記した。

## 3 結果

- (1) 食料品や光熱費の物価高騰に対応して、給付額を大幅に引き上げ、実質購買力を維持してきた。（生活水準が上がったわけではない）
  - ・2023年以前に累積した購買力の喪失は相殺できていない。  
2020～22年の給付額は、違憲との訴訟が起きている。
  - ・物価上昇率が前年より下がると、給付額を引き上げられない。  
2025年は据え置き。引き下げない。
- (2) 課税最低限を引き上げた。  
生活保護が定める最低生活費を下回る所得に課税してはならない。  
「生活扶助額 + 家賃・暖房費 = 課税最低限」としている。

## Ⅱ 日本の給付額決定

### 1 「消費水準均衡方式」

- (1) 5年に一度の「全国家計構造調査」をもとに、第1・十分位世帯の消費支出額に合わせる。
- (2) 毎年、消費支出の伸び率に合わせて年次改定する
- (3) 実質購買力維持のため、物価変動率をもとに改定する。  
2013年には実質購買力維持の観点から、物価変動率による改定を行った。  
「デフレ調整」

※物価変動率を特異の手法で算出した。

5

### 2 生活保護基準部会の検証（2019年の給付額の妥当性を検証）

- (1) 夫婦子ども1人世帯（モデル世帯）は、2%の引き上げが必要だとした。
- (2) 年齢、地域、人数ごとに細かく検討したら、多くの世帯が引き下げ！？  
・そのままの実施には留保をつけた。
- (3) 2019年以降の年次改定の手法や物価変動をどう反映させるかは検討していない。

6

### 3 問題と課題

(1) 厚労省は物価高騰を踏まえ、裁量で2年間の「臨時的・特例的な対応」をした。

**(2) 2019年の消費水準を維持できるように、「インフレ調整」すべき。**

**食料品や光熱費など、生活関連物価の高騰に対応した生活扶助額に改定し、  
実質購買力を維持すべき。**

※低所得世帯の消費支出との均衡の検証は、2024年「全国家計構造調査」をもとに行うはず。

(3) 第1・十分位を参照する手法、較差指数の「精緻化」、裁量任せの年次改定を改めるべき

(4) 給付額引き下げをしないという「セーフガード」を明確にすべき。

(5) 課税最低限を引き上げられないできた（所得税103万円、住民税100万円の壁）

**課税最低限は、生活扶助額を参照してきたが、生活扶助基準額が引き下げられてきた**

※そもそも日本では、最低生活費の中に、住居費（住宅扶助）が考慮されていない。